

令和5年度第17回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和6年1月16日（火）9：00～9：15
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 長田教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。ただいまから、教育委員会会議を始めます。

まず、議事に入ります前に、一言申し上げたいと思います。元日に発生いたしました能登半島の地震につきましては、200人を超える方々がお亡くなりになられまして、また、2週間たちましたけれども、いまだに多くの方々が厳しい生活を強いられているという状況になります。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。また、報道によりますと、中学生が集団で避難をするというようなことも報じられておりますし、学校の状況を見ますと、少しずつですが、再開されている学校が増えてきておりますけど、いまだに再開の目途が立たないという学校も多くあるように聞いております。阪神・淡路大震災から明日で29年を迎えるということになりますが、やはり私たちは、この阪神・淡路大震災での経験、教訓を生かして、できる限りの支援を行っていく必要があると思います。そして、息の長い支援を続けていかなければならないと思います。本市におきましては、石川県の珠洲市を主に担当するということで、既に危機管理室を中心に、職員が応援、支援に入っております。事務局の職員も、今現在、1名が支援に入っております。また、兵庫県が担当しておりますEARTHという震災学校支援チームがあり、派遣を現在されておきまして、本市につきましても参画をして、今現地に入っているという状況になります。いずれにしましても、やはり教育委員会を挙げて、主に、学校の支援ということになるかと思いますが、しっかりと市長部局と連携をして対応していきたいというふうに思いますので、また、事務局におかれましては、逐一そのあたりの情報が入れば、委員の皆様にも共有をしていただき、御意見をいただきながら、支援の強化に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案5件、協議事項4件、報告事項が1件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。このうち教第38号議案、協議事項48につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。教第36号議案、教第37号議案につきましては、同項第4号の規定により、委員の委嘱及び

解職並びに任免に関する事。協議事項 9、協議事項46、報告事項 1 につきましては、同項第 6 号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものにそれぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。それでは、以上申し上げました議案、協議事項、報告事項につきましては、非公開といたします。

教第34号議案 学校施設目的外使用規則及び神出自然教育園条例施行規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

それでは、まず、教第34号議案から参ります。学校施設目的外使用規則及び神出自然教育園条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

それでは、説明をお願いします。

(周尾総務課長)

このたびの規則改正は、公印の押印省略、それと併せまして、これまで規則上で様式を定めていたものを必要な事項を記載するという事で改めるものでございます。教育委員会の公印規則全般につきましては、昨年10月26日の教育委員会会議で、全市の公印規則の改定に準じまして、改正を行ったものでございますが、この個別の規則につきましては、行政手続法及び神戸市の行政手続条例に基づいた意見公募手続を12月1日から1月4日まで行ってございまして、その結果、意見ゼロということで、このたびの教育委員会会議でお諮りをするものでございます。改正内容は先ほど申し上げたとおり、公印の省略というのが主な内容でございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

特に意見がないようでしたら、教第34号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

協議事項39 第4期教育振興基本計画について

(長田教育長)

続きまして、協議事項39です。第4期教育振興基本計画についてです。

(高野尾政策調整担当課長)

1 ページを御覧ください。昨年12月25日に第2回これからの神戸の学校教育に関する有識者会議を実施し、次期教育振興基本計画の教育ビジョン、基本政策について、御意見をいただきました。

2 ページの下のスライドを御確認ください。私たちの思いを端的にまとめました教育ビジョンとして、4つの案をお示ししております。主な意見としましては、保護者アンケートでも、この豊かな心が上位に来ていることを鑑みると、この自他を大切に認め合うというニュアンスが入った案1と案2がいいという御意見。案1の「自ら考え 未来をつくる」は、主体的な学びにも通じるため、案1がいいという意見。これからは探求が重視されているため、みんなと一緒に答えを探し、最後は自分で見つけるということが重要で、また、子供にも理解しやすいので、案4がいいという意見がございました。ただ、教育ビジョンとしましては、幅広い関係者を想定しているものであるということと、子供にも分かるということは重要ではあるが、必ずしも子供に対する言葉ではないという御意見をいただきました。

次に、4ページの下のスライドを御確認ください。教育ビジョンを実現する手段として、5つの基本政策について、御意見をいただきました。

主な意見としましては、基本政策①の「子供が主役の新しい時代の学び」につきましては、「新しい」に違和感がありますと。主体的な学びやICTは新しいかもしれないけれども、知・徳・体など普遍的な学びも大事。これからの学びとするのがシンプルでいいのではないかという御意見がありました。

基本政策③については、一人一人、両方漢字にしておったんですけども、ひらがなを使用し、柔らかさが必要ではないかとの御意見がありました。

基本政策④につきましては、「子供に向き合い寄り添う質の高い教育」の最後の「教育」という言葉が、基本政策1の学習のコンテンツの話かと誤解を招くため、先生の資質、組織力向上と紐づく言い方への調整が必要との御意見をいただきました。

私からの説明は、以上です。

(長田教育長)

それでは、御意見、御質問をお伺いしたいと思います。なお、今後の方針に関するることにつきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号に規定する、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われまますので、後ほど非公開の場で協議をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、今後の方針に関すること以外の内容につきまして、御意見等があれば、お願いをしたいと思います。

どうぞ、今井委員。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。第2回の会議でも、有識者の皆様から本当に幅広い御意見をいただいたということで、大変ありがたいと思っております。少し前にした保護者と子供さんたちへのアンケートの結果も、第2回の会議では、もう出てたかと思うのですが、それを踏まえた御意見として、どういうものがあつたかというの、少し教えていただける範囲でお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(高野尾政策調整担当課長)

アンケートで、主体的な学びというのが、やはり上位に来ておりますので、自ら考えつていうのは、やっぱりいいのではないかという御意見がありました。あと、豊かな心もありましたので、やっぱり自他を大切に認め合うっていうのは大事だなという御意見をいただいております。

(長田教育長)

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

この教育ビジョンなんですけれども、第4期の計画としてのビジョン、すなわちこの5

年間におけるビジョンという位置づけでつくるということになるのでしょうか。

(高野尾政策調整担当課長)

そうですね。今後5年間、私たちが子供たちのために、どういう教育を提供するかっていうビジョンを示しておるものでございます。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。

これは今後のスケジュールとしたら、3月末、年度末までずっとどんな感じになるのでしょうか。大まかなことだけ少し共有をしておきたいと思います。

(高野尾政策調整担当課長)

現在、予定では1月下旬からパブリックコメントを1か月実施しまして、3月の上旬に、また、有識者会議で御意見をいただきまして、計画案を策定して、市議会の常任委員会にもお諮りし、最後3月28日に、この場で議案として上程させていただいて、策定したいと考えております。

(長田教育長)

そういう意味で言うと、その間に、この教育委員会会議の場でも、複数回、3回や4回ぐらいは意見交換する機会が、まだ当然設ける予定だという認識でよろしいですね。

(高野尾政策調整担当課長)

当然、はい。

(長田教育長)

よろしいですか。

それでは、今後の方針に関することについては、また、後ほど非公開の場で御意見をお伺いしたいと思います。

教第35号議案 令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則について

(長田教育長)

続きまして、教第35号議案です。令和5年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則についてです。

(今北生徒育成担当課長)

令和5年度に発生しました神戸市立中学校における生徒自死事案に関しまして、いじめ等調査委員会を設置するための設置規則を交付するものです。

内容につきましては、2ページから3ページ、設置規則を設けてございます。

第2条のところを御覧いただきますと、その内容について書いてございますけれども、令和5年度神戸市中学校生徒自死事案に関して、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査及び事案の背景その他必要な調査を行うものでございます。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、御意見、御質問をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員の関係につきましては、後ほど非公開の場でお諮りをするということですね。ここは、あくまでこの調査委員会の設置についての規則ということですね。

(今北生徒育成担当課長)

はい。そうでございます。

(長田教育長)

いかがですか。

(高田事務局長)

恐れ入ります。教育長、よろしいでしょうか。

(長田教育長)

はい。

(高田事務局長)

少し誤字の訂正をさせていただきたく思います。第2条の担当事務のところですが、2行目の後半、「第28条第1項の規定する調査」とありますが、これは「第28条第1項に規定する」が正しいと思われますので、誠に申し訳ございませんが、訂正方よろしく願いいたします。

(長田教育長)

第28条第1項に規定する調査、これは、いじめの調査ということですね。それから、及び事案の背景その他必要、事案の背景というのは、自死に関する詳細調査という、そういう趣旨ですね。

(今北生徒育成担当課長)

はい、そうでございます。

(長田教育長)

ほか、何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、教第35号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

そのほか、ほかの事項でも結構ですが、何か御意見等はありませんか。

特にないようでしたら、また、お気づきの点があれば、後日でも結構ですので、何かあれば事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、本日の公開案件は、ここで終了といたします。

閉会 9時15分